

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第56号

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成16年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
別表第4（第18条関係） <table border="1" data-bbox="190 507 1093 624"><tr><td>埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 <u>石川県</u> 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 山口県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県</td></tr></table>	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 <u>石川県</u> 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 山口県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県	別表第4（第18条関係） <table border="1" data-bbox="1182 507 2074 624"><tr><td>埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 山口県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県</td></tr></table>	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 山口県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 <u>石川県</u> 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 山口県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県			
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 山口県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。